

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1 行動計画の見直し

都は、政府行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画を見直していく。【総務局、保健医療局】

1-2 実践的な訓練の実施

都、区市町村、保健所、医療機関及び指定（地方）公共機関は、行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【総務局、保健医療局、関係局】

1-3 体制整備・強化

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、都における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。【総務局、保健医療局、各局】
- ② 都は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、職員等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都は、有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。【総務局、保健医療局】

- ④ 都として一体的・整合的ないわゆるワンボイス³⁶での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【政策企画局、総務局、保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、平時から、国や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）と連携し、都民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【保健医療局】
- ⑥ 都は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。【総務局、保健医療局】
- ⑦ 都は、特措法の定めのほか、都対策本部に関し、必要な事項を条例で定める³⁷。【総務局】
- ⑧ 都は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【総務局】
- ⑨ 都、区市町村、保健所、医療機関及び指定（地方）公共機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。特に都及び保健所設置区市は、国やJ I H Sの研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。【総務局、保健医療局、関係局】

1-4 区市町村行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 都は、区市町村行動計画又は指定地方公共機関における業務計画の作成・変更を支援する。【総務局】
- ② 都及び区市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、国の支援を受け業務継続計画を作成・変更する。都の業務継続計画については、保健所等や区市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。【総務局、保健医療局】

³⁶ ワンボイスの原則とは、スポークスパersonを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

³⁷ 特措法第26条

1-5 関係機関の連携の強化

- ① 都は、国、区市町村及び指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【総務局、保健医療局、各局】
- ② 都、区市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ③ 都は、感染症法に基づき、保健所設置区市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等により構成される東京都感染症対策連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針³⁸等を踏まえた予防計画を策定・変更する。
なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づく行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る³⁹。【保健医療局】
- ④ 都は、第3節（対応期）3-1-4に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、区市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。【総務局、保健医療局】
- ⑤ 都は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、区市町村や医療機関、感染症試験研究等機関⁴⁰等の民間機関に対して総合調整権限を行使し⁴¹、着実な準備を進める。【保健医療局】

³⁸ 感染症法第9条及び第10条第1項

³⁹ 感染症法第10条第8項

⁴⁰ 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ。

⁴¹ 感染症法第63条の3第1項

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、都民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて東京都感染症対策連絡会議⁴²及び東京都危機管理対策会議⁴³を開催し、都及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

2-1-1 国からの情報収集

都は、厚生労働省や内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒト－ヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、総務局と保健医療局との相互で情報共有し、必要に応じて知事に報告する。【総務局、保健医療局】

2-1-2 国内外の感染症情報収集等

都は、東京都健康安全研究センターを中心に、WHO、厚生労働省、J I H S、保健所、検疫所等から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を東京 i C D C や戦略ボード等と共有する。【保健医療局】

2-1-3 東京都感染症対策連絡会議の開催

都は、必要に応じて速やかに東京都感染症対策連絡会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の都内発生を見据え、都の初動対応について検討を行う。【保健医療局】

2-1-4 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

都は、国から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【総務局、保健医療局】

⁴² 都が、未知の感染症を含むあらゆる感染症に対して常時備え、必要な対策を速やかに検討し、実施につなげるため、令和5（2023）年5月に設置した会議。感染状況に留意が必要な場合や、医療提供体制の拡充等の検討が必要な場合等に会議を開催し、感染症の発生状況や拡大防止対策に関すること等について検討する。

⁴³ 災害等危機発生時の対処要綱（平成15年10月22日付15総防対第596号総務局長決定）第5の規定に基づき設置する対策会議

2-1-5 東京都危機管理対策会議の開催

都は、必要に応じて速やかに東京都危機管理対策会議を開催し、危機情報の連絡及び共有を行うとともに、危機に対処するための対応策の検討を行う。【総務局】

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の種類のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② 都は、厚生労働省から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに知事に報告するとともに、総務局と保健医療局との相互で情報共有する。【保健医療局、総務局】
- ③ 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等の発生の報告があったときは、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。
- ④ 都は、統括庁から政府対策本部を設置することについての情報を入手した場合には、直ちに知事に報告するとともに、総務局と保健医療局との相互で情報共有する。
また、直ちに都対策本部を設置することを検討し⁴⁴、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【総務局、保健医療局】
- ⑤ 国は、J I H S等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。
- ⑥ 都は、必要に応じて、第1節（準備期）「1-3 体制整備・強化」「1-4 区市町村行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務局、保健医療局、各局】

⁴⁴ 特措法第22条第1項

- ⑦ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3 都対策本部の設置・開催等

都は、特措法に基づき、政府対策本部が設置された場合には、速やかに都対策本部を設置・開催し、都対策本部の名称、設置予定期間、構成員等を都議会に連絡するとともに、公表する。あわせて、区市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

なお、都対策本部については、第3部第1章（都における危機管理体制）の記載内容を参照する。

2-3-1 都対策本部設置等の情報提供

- ① 都は、事態及び都対策本部設置等について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて都民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【総務局】
- ② 都は、都の対応について国、区市町村、特措法に基づく指定（地方）公共機関、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【総務局】

2-3-2 都対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 都は、事態の推移に応じて必要となる要員を「東京都新型インフルエンザ等対策本部の応援体制に関する要綱」に基づき柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。
- ② 都の各局は、局BCPに基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【各局】
- ③ 都の各局は、都対策本部が基本的対処方針に基づき具体的な対策を決定するまでの間、具体の対応を感染症の性質や事態の推移に応じて柔軟かつ的確に実施する。【各局】

2-3-3 新型インフルエンザ等の水際対策を行う検疫所等との連携

- ① 都は、海外からの感染症の侵入を防ぐため、保健所設置区市と連携して、検疫所及び管内に所在する港湾・空港関係機関との連絡体制を確認する。
【総務局、保健医療局、港湾局、警視庁】
- ② 都は、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者発生の場合に備え、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力する準備を行う。【保健医療局、港湾局】

2-4 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

都は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて、国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁵ことを検討し、所要の準備を行う。【財務局、各局】

⁴⁵ 特措法第70条の2第1項

第3節 対応期

<目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束⁴⁶するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに都民生活及び都民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1 基本となる実施体制の在り方

都対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 都は、国が定める基本的対処方針及びJ I H Sから提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、都民生活や都民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ② 都は、保健所や東京都健康安全研究センターとも連携し、都内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【総務局、保健医療局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【各局】

3-1-2 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う⁴⁷。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるに

⁴⁶ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

⁴⁷ 特措法第20条第1項

もかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う⁴⁸。

- ② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。
- ③ 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う⁴⁹。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う⁵⁰。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く⁵¹。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する⁵²。

3-1-3 都による総合調整

- ① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う⁵³。【総務局、保健医療局】
- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措

⁴⁸ 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

⁴⁹ 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

⁵⁰ 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

⁵¹ 感染症法第51条の5第2項

⁵² 感染症法第51条の5第3項

⁵³ 特措法第24条第1項

置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う⁵⁴。あわせて、都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う⁵⁵。【保健医療局】

3-1-4 職員の派遣・応援への対応

- ① 都は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の道府県に対して応援を求める⁵⁶。【総務局、保健医療局】
- ② 都は、感染症対応に一定の知見を有し、感染者の入院等の要否の判断や入院調整、医療提供を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の道府県に対し、当該医療関係者の確保に係る応援を求める⁵⁷。【保健医療局】
- ③ 都は、新型インフルエンザ等のまん延により、区市町村から特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁵⁸を要請された場合、これに対応する⁵⁹。【総務局、保健医療局】
- ④ 都は、区市町村から特定新型インフルエンザ等対策を実施するための応援の要請⁶⁰を受けた場合、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁶¹。【総務局、保健医療局】
- ⑤ 区市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める⁶²。都は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁶³。

3-1-5 必要な財政上の措置

都は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁶⁴し、必要な対策を実施する。【財務局、各局】

⁵⁴ 感染症法第63条の3第1項

⁵⁵ 感染症法第63条の4

⁵⁶ 特措法第26条の3第1項

⁵⁷ 感染症法第44条の4の2

⁵⁸ 特措法第26条の2第1項

⁵⁹ 特措法第26条の2第2項

⁶⁰ 特措法第26条の4

⁶¹ 特措法第26条の4

⁶² 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁶³ 特措法第26条の4

⁶⁴ 特措法第70条の2第1項

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（まん延防止）の記載を参照する。

3-2-1 まん延防止等重点措置の公示

3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等⁶⁵を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

国等による、まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。

3-2-1-1-1 関係情報の報告

国及びJ I H Sは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し、分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。

3-2-1-1-2 推進会議への意見聴取

国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く⁶⁶。

3-2-1-1-3 まん延防止等重点措置の決定

国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。

⁶⁵ 特措法第31条の6第1項

⁶⁶ 特措法第18条第4項及び第5項

3-2-1-1-4 公示等

国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。

3-2-1-2 期間及び区域の指定

国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する⁶⁷。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。

3-2-1-3 都道府県による要請又は命令

都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁶⁸。【総務局】

3-2-1-4 まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する⁶⁹。

3-2-2 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記「3-2-1 まん延防止等重点措置の公示」のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

- ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する⁷⁰。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する⁷¹。

⁶⁷ 特措法第31条の6第1項

⁶⁸ 特措法第31条の8第4項

⁶⁹ 特措法第31条の6第4項

⁷⁰ 特措法第32条第1項及び第3項

⁷¹ 特措法第32条第5項

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第3節 対応期

- ② 区市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区市町村対策本部を設置する⁷²。区市町村は、当該区市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁷³。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。

3-3-2 都対策本部の廃止

都は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都対策本部を廃止する⁷⁴。

【総務局】

⁷² 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

⁷³ 特措法第36条第1項

⁷⁴ 特措法第25条